

意匠分類記号	意匠分類の名称
D 6 - 4 2	水切り棚、簡易台等

対応する旧意匠分類			移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品	
D 1 - 3 6 A	全	石けん置台及びたわし置台(二段型)	
D 2 - 3 9 0	一	テーブル、机、カウンター等部品及び付属品	
D 2 - 5 3 1 G	一	日用品収納キャビネット(支柱パイプ型)	

参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
C 5 - 5 3 0 0	食器受け具又は食器保持具	
D 6 - 5 1 3 B	収納棚、載置台(棚のみ型)(フレーム構成型)	

再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	

この分類に含まれる物品		
石けん置台	水切り棚	

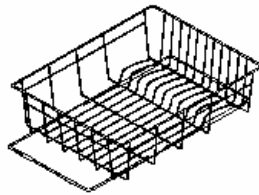
定義

- ・ 脚がある1～3段程度の小規模な台、棚であって、主に風呂場、シンク(シンク下を含む)、又は机上で使用されるもの。
- ・ 形態特徴としては、載置部が水切り皿状、容器状、鉄線構成状、又は薄板状で全体が簡易な作りの1～3段程度のもので、原則として閉鎖する収納部がないもの。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

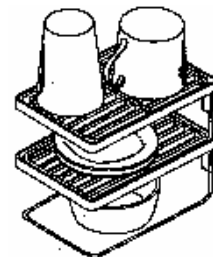
- ・ 脚部がない皿状、容器状等のものはD 6 - 4 1。
- ・ 机上で使用されるものであっても、パソコンやプリンター等、比較的重量のある電気製品を載置するものは、D 6 - 5 代。
- ・ 意匠に係る物品の名称、意匠に係る物品の説明の記載、又は形状のいずれかにより、食器、調理器具を水切り又は収納するために使用すると判断されるもののうち、容器としての枠組みを有するものはC 5 - 4 5 7 0、それ以外はC 5 - 5 3 0 0。



C 5 - 4 5 7 0
登録997598号
皿立て



C 5 - 5 3 0 0
登録1178383号
皿立て
(食器は本件意匠を構成しない)



C 5 - 5 3 0 0
登録1016426号
台所用小物整理棚
(食器は本件意匠を構成しない)

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		
石けん置台	水切り棚	